

プレスリリース

平成15年5月26日  
農林水産省総合食料局

## 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正について

いわゆる特別栽培農産物（化学合成農薬を減らして栽培するなど特色のある生産方法で生産された農産物）については、現在「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により、その表示の適正化を図っているところですが、消費者から「『無農薬栽培』の表示は優良誤認を与える。」、「『減農薬栽培』の定義が曖昧である。」などの声が寄せられていました。

このため、特別栽培農産物表示手法検討委員会（平成13年10月～平成14年11月（計8回）事務局：（社）日本農林規格協会）を設置して表示手法、表示の信頼性を確保するための措置などについての検討を行い、その検討結果に基づく改正案に対して行ったパブリック・コメント（平成15年3月7日～4月4日）の結果を踏まえ、この度、改正を行ったので公表いたします。

なお、改正のポイントは別紙のとおりです。

参考：当該通知文書については、閲覧用として広報室、総合食料局品質課、地方農政局（消費生活課）及び独立行政法人農林水産消費技術センターに置いてあります。

（問い合わせ先）  
農林水産省総合食料局品質課  
食品表示対策室  
担当者：関、江頭  
代 表：03-3502-8111(内線3117、3128)  
直 通：03-3507-8592

別紙

ガイドラインの改正のポイント

主な改正点は以下のとおりです。

(1) 土づくりなど特別栽培農産物の生産の原則を規定した。

(2) ガイドライン表示の対象となる農産物は、生産の原則に基づくとともに、化学合成農薬、化学肥料双方を慣行の5割以上減らして栽培された農産物とした。

(3) 農薬や化学肥料の使用状況に応じて区分毎に名称（無農薬栽培農産物、無化学肥料栽培農産物、減農薬栽培農産物、減化学肥料栽培農産物）を設定していたのを、一括りの名称（「特別栽培農産物」）へ変更した。

また、以上の他以下の点についても改正を行いました。

① 使用資材のうち、性フェロモン剤等誘引剤については、節減の対象としない。なお、使用した場合は使用した旨を表示することとする。

また、特定防除資材（「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として指定された特定農薬の通称。）については、天敵と同様の扱いとし、天敵及び特定防除資材のみを使用している場合は「農薬：栽培期間中不使用」と表示することとした。なお、この場合は使用した旨を表示することとした。

② 化学合成農薬などの節減割合の比較基準となる慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況）の客観性向上のため、その慣行レベルは地方公共団体が策定又は確認したものとした。

③ 化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に関する情報提供方法の多様化を図るため、インターネットなど他の情報提供手段も可能とした。

なお、新しいガイドラインの普及・定着期間を設定し、平成16年3月31日までとした。